

令和6年

第2回教育委員会 会議録

- | | | | | |
|---|------|-----------------------------|-----|-----------|
| 1 | 日 時 | 令和6年2月27日(火)午後1時30分～午後2時40分 | | |
| 2 | 場 所 | 尾花沢市学習情報センター悠美館 ハイビジョンホール | | |
| 3 | 出席委員 | 教育長 | 五十嵐 | 健 |
| | | 教育長職務代理者 | 東海林 | 衡 |
| | | 委 員 | 井 上 | 清 彦 |
| | | 委 員 | 笹 原 | 謙一郎 |
| | | 委 員 | 鈴 木 | 瑞 穂 |
| 4 | 出席者 | こども教育課長 | 岸 | 栄 樹 |
| | | 教育指導室長 | 工 藤 | 雅 史 |
| | | 社会教育課長 | 鈴 木 | 賢 |
| | | 教育相談専門員 | 森 山 | 仁 |
| | | こども教育課長補佐 | 鈴 木 | 正 樹 (事務局) |

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事日程
 - 日程第1 前回会議録の承認
 - 日程第2 会議録署名委員の指名
 - 日程第3 各課の報告
 - 日程第4 議第4号 尾花沢市教育委員の辞職について
 - 日程第5 議第5号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
尾花沢市教育委員の任命について
 - 日程第6 議第6号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
令和5年度3月補正予算要求等について
 - 日程第7 議第7号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議第8号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議第9号 尾花沢市立学校教職員に対する面接指導実施要綱の設定について
 - 日程第10 その他
- 3 閉 会

会議録

1 開 会 教育長

- ・教育長
皆さん、こんにちは。
ただいまから、令和6年第2回教育委員会を開催いたします。
それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第1 前回会議録の承認

- ・教育長
はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。
先にお渡ししました「前回の会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

— 令和6年第1回会議録署名委員による署名 —

以上で前回の会議録の承認を終了します。

- ・教育長
次に、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、3番 井上 清彦 委員、4番 笹原 謙一郎 委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

3 各課の報告事項

- ・教育長
次に、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長 資料に基づき説明する

社会教育課長 資料に基づき説明する

・教育長

以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

・委員

統合小学校建設事業説明会での意見は、どのようなものがありましたか。

・統合小学校建設室長

いろいろな御意見を頂戴したところですが、全体として学校の建築についてのご意見はございませんでした。統合したときの保護者としての悩みなどがありました。学校建設を進める上で、ソフトの部分をケアしながら進めていかなければいけないと改めて思ったところでした。反対意見はございませんでした。

・教育長

他にございませんか。ないようでしたら、次に、日程第4 議第4号「尾花沢市教育委員の辞職について」を議題といたします。

委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を得る必要があります。誠に申し訳ございませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に規定に基づき、当該議員は議事に加わることは出来ませんので、ここで退席をお願い致します。

(東海林委員退席)

それでは、提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

令和6年2月1日付けで東海林職務代理者より辞職願の提出がございました。令和6年3月31日までということで任期途中ではございますが、一身上の都合ということでした。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑も無いようですので終結いたします。これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案のとおり決しました。

議案審議が終了しましたので、東海林委員の入室を求めます。

(東海林委員入室)

次に、日程第5、議第5号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申し出について 尾花沢市教育委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

教育委員の任命について説明させていただきます。任期につきましては、東海林委員の残任期間の令和6年4月1日から令和7年9月30日までとなります。今回の方ですが、荻袋在住で学校卒業後、市内の企業に入社しましたが、会社を退職し実家の農業に就かれました。その後、経営を順調に進めまして、現在は、法人化し社長となっております。教育関係については、PTA活動を一生懸命して頂いた方です。福原地区の保護者としてお願いしたいと考えております。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第6号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申し出について 令和5年度3月補正予算要求等について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・各課より令和5年度3月補正予算要求の概要説明を行った。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・教育長

学校も公民館も電気代の減額が多いですが、暖冬の影響でしょうか。

・こども教育課長

暖冬の影響もありますが、電気料金も落ち着いてきたところです。

・委員

中学校のトイレ洋式化工事とありましたが、小中学校で今後洋式化が必要なところはありますか。

・こども教育課長

予定している工事としては、最後になります。

・委員

玉野地区公民館の3階を民間に貸し出すということですが、貸出先は

決まっているのですか。

- ・社会教育課長

農業関係の2社から希望ありまして、プレゼンテーションを行って審査したところでは、2社が夏ぐらいから使うことになっています。

- ・委員

2階は空けるのですか。

社会教育課長

1、2階は地区で活用することになります。

- ・委員

旧玉野中の体育館ですが床が傷んでいました。貸出ししていると思いますが、床のメンテナンスはしていますか。

- ・社会教育課長

現場を確認したいと思います。

- ・委員

地区の方で廃校活用の視察に行ってきました。同じ建物で違う使い方をするので管理が複雑だと聞いてきました。そのあたりは気をつけた方がいいとアドバイスがありました。そのあたりはどのようにしていますか。

- ・社会教育課長

水回りや電気も使うので別のメーターをつけることになります。玄関も分けることになります。財政課と協議して進めております。

- ・こども教育課長

空き公共施設ですが、それぞれの課で管理している施設について、その用途を廃止した場合は、普通財産となり財政課で管理することになります。その中で活用する場合、担当課が受け継ぐことになります。旧玉野中は建物全体として教育委員会で管理することになっています。その一部の部屋を貸館する場合は、その部屋を借りた方が管理することになります。

- ・委員

他市で廃校を活用した施設を使いましたが、大変使いやすく、利用者が多い施設でした。尾花沢市でも合宿所としての使い方も検討してほしいです。

- ・こども教育課長

空き公共施設の利活用につきましては、市としては、1番目は行政で活用できないか、2番目として地域で活用できないか、最後に公募となります。行政運営にそぐわない施設もありますので、民間活用を検討するためアドバイザーを雇っております。現在いろいろ検討している途中です。

・教育長

その他ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第7号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について 尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

スケジュールはこれまで説明させて頂いていますが、小学校・中学校がそれぞれ1校になることから条例改正を提案するものであります。施行日については、小学校については令和9年4月1日、中学校については令和8年4月1日から施行となります。なぜこの時期に提案するのかということですが、小学校の建設に向け文部科学省に補助金の申請をする際、条例改正していることが要件となりますので改正するものです。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第7号は原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第8号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について 尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長

これまでは、尾花沢市内に住所を有するものとなっておりますが、県外の高校を希望する生徒もいることから県外の高校に入学した場合も認め、貸付対象範囲を拡大し支援の拡充を図るため改正するものです。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第8号を採決い

たします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第8号は原案のとおり決しました。
次に、日程第9、議第9号「尾花沢市立学校教職員に対する面接指導実施要綱の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長

先生方が多忙化などにより精神疾患になってしまうことが問題になっておりますが、未然に防止するため、面接指導の対象を明確化したものでございます。学校長が面接指導を受けることが適当と判断した場合、時間外勤務が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合、面接指導を希望する場合など具体的に明示し適正に勤務できる教育環境づくりのため設定するものです。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

産業医はどなたですか。

・こども教育課長

尾花沢市中央診療所の所長です。

・教育長

他にございませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第9号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第10 「その他」でございますが、何かありませんか。

・教育指導室長

全国中学校スキー大会の結果及び県のスポーツ賞について説明
県自作視聴覚コンクールの結果について説明

- ・ 社会教育課長

やまがた雪未来国スポの結果について説明

図書購入事業について説明

社会教育課イベントについて説明

- ・ 教育長

特になければ、これで令和6年第2回教育委員会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午後2時40分閉会

会議録署名委員

3番 _____

4番 _____